漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項 別表のとおり

・ 海面共同漁業権 1ページ

・ 海面区画漁業権 16ページ

・ 海面定置漁業権 39ページ ・ 内水面共同漁業権 43ページ

・ 内水面区画漁業権 52ページ

2 保全沿岸漁場に関する事項

_

公示番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	関係 地区	条件
		次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点キの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第301号		あいかさというたてとひふなかわ 和説 がい漁えぶえ漁漁ぐかきりこのめ 漁漁業漁しび業業さの漁漁漁で漁 業業 業漁漁 漁り業業業漁業 でにまれる。 での漁漁漁で漁 では、 では、 では、 でかきりこのめ では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	1月1日 12月31日 まで	延岡市 北浦町	_

公示番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	関係 地区	条件
共 2 号	島浦町町町海美井町町では、大田田田の町では、大田田田の町では、大田田田の町の町の町の町の町のでは、大田田の町の町のでは、大田田のでは、大田田の町のでは、大田田の町のでは、大田田の町のでは、大田田のでは、大田田の町のでは、大田田の町のでは、大田田の町のでは、大田田の町のでは、大田田の町のでは、大田田の町のでは、大田田の町のでは、大田田の町のでは、大田田のでは、大田田の町のでは、大田田のでは、大田田の町のでは、大田田の町のでは、大田田の町のでは、大田田の町のでは、大田田のでは、大田田の町のでは、大田田のでは、大田田のでは、大田田のでは、大田のでは、大田田のでは、大田田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田田のでは、大田のでは、日本のでは、大田のでは、大田のでは、日本のでは、田のでは、日本のでは、田のでは、日本のでは、日本のでは、日本のではのは、日本のでは、日本のでは、田のでは、日本のではのでは、日本のではのではのは、日本のではのではのでは、日本のでは、日本のではのでは、日本のではのでは、日本のではのではのはのはのはのではのはのはのはのではのはのはり	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点ケの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の点コ及び点サを直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた浦尻湾を除く。 ア 基点第305号 イ 基点第302号 オ 基点第302号から 98度4,550メートルの点 カ 基点第306号から135度1,000メートルの点 カ 基点第308号から基点第307号見通し延長線上、基点第307号から300メートルの点 ク 基点第308号 コ 基点第308号 コ 基点第309号 サ 基点第310号 基点第307号、基点第309号及び基点第310号の位置は次のとおり 基点第302号 延岡市北浦町地先一ツ礁基点第303号 延岡市北浦町地先十可込礁基点第305号 延岡市北浦町地先大福崎陸岸基点第306号 延岡市北浦町地先一人礁基点第306号 延岡市忠清市町地先一人礁基点第306号 延岡市市地房上 延岡市市地房 延岡市市地房 延岡市北京町 延長点第308号 基点第308号 延岡市市地方 1 護岸基部	共同漁業 2種	ああいかさとばばいうかたなほおてとひふわ 雑磯雑さわがきざこいかせにめこまやごんさじのか 小網ご漁漁漁業漁 業漁漁漁漁 業 漁漁り業業業 業業業 業業業 業業業 業業業 業業業	1月 1日 12月31日 まで	延高熊浦須安市浦野城美井町江町江町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	

公示番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	関係 地区	条件
共第 3号	浦城町地先(浦尻湾)	次の点ア及び点イを直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた浦尻湾。 ア 基点第309号 イ 基点第310号 基点第309号及び基点第310号の位置は次のとおり 基点第309号 延岡市浦城町浦尻第1護岸と同第5護岸との接点 基点第310号 延岡市浦城町浦尻第4護岸基部		あさり漁業 かき漁業 ほや漁業 あおのり漁業 磯建網漁業	1月1日 から 12月31日 まで	延岡市 浦城町 須美江町 熊野江町 安井町	_
共号	東海町 方財町 神戸町 長浜ケ丘地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点力の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。ア 基点第307号	共同漁業 第2種	あいこさとはいうかたなあてふ 雑魚強か でいまえぶぐえ漁の漁こさぐり が業で業漁漁 業業 温温 業業 業 産業 産業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業	1月1日 から 12月31日 まで	延岡市市東京神長を開から、東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東	_

公番	示 漁場の 号 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	関係 地区	条件
共	解 延岡市 緑ケ丘地先	次の点ア、イ、ウ及び点工の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海 岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第312号 イ 基点第312号から 90度2, 200メートルの点 ウ 基点第313号から100度1, 500メートルの点 エ 基点第313号 基点第312号及び基点第313号の位置は次のとおり 基点第312号 延岡市緑ケ丘に設置した標柱 基点第313号 延岡市沖田川河口黒磯に設置した標鋲	共同漁業 第2種	かき漁業にい漁業にいき、漁業をご漁業を受ける。漁業を受ける。	1月1日 から 12月31日 まで	延岡東方神長緑土櫛松妙鯛赤市海財戸浜ケ々津原見名水町町町町丘呂町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	_

公示番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	関係 地区	条件
共6	土々呂町 福津町 以見名水 町 本水町地 生	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点力の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の点キ、ク、ケ、コ及び点サを順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 ア 基点第313号 イ 基点第313号から100度 1,500メートルの点 ウ 基点第314号から 90度 1,000メートルの点 エ 基点第315号から 90度 1,000メートルの点 オ 基点第315号から 71度38分 749メートルの点 オ 基点第317号 ク 基点第317号から 71度38分 749メートルの点 ケ 基点第318号から 58度 750メートルの点 サ 基点第318号から 90度 470メートルの点 サ 基点第318号 0位置は次のとおり 基点第318号 延岡市沖田川河口黒磯に設置した標鋲基点第313号 延岡市赤水町鞍掛鼻先端 基点第315号 東臼杵郡門川町地先麦バエ基点第316号 延岡市、東臼杵郡門川町界谷の山陸岸基点第317号 延岡市新浜町に設置した標柱	共同漁業 	あああいかさとばいうえたなお がりびい漁えぶ漁え漁む漁この い漁漁業業業業業業業 業業業業業業業 業業業業業業 業の 小網ご 小網ご 小網ご 小網ご ・漁漁業業 業別 ・漁漁業業 業別 ・一次の ・一の ・一の ・一の ・一の ・一の ・一の ・一の ・一	1月 12月31日 まで	延出、衛子の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	_

公示 漁場の 番号 位置		漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	関係 地区	条件
共第 東臼杵郡 7号 門川町地名	根と最大高潮時海岸線とによります。 線と最大高潮時海岸線とによります。 東京第316号から90度1, 基点第315号から90度1, 基点第320号から96度3, 基基点第320号 基点第322号 基の世野の 基点第322号 基の世野の 基点第315号 基の世野の 基点第315号 基の世野の 基点第316号 東田田本郡門川 基点第320号 東田田本郡門川 基点第320号 東田田本郡門川川 基点第321号 東田田本郡門川川田田 基点第321号 東田田本郡門川川田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	000メートルの点 000メートルの点 300メートルの点 300メートルの点 基点第319号、基点第320号、基点第321号及 とおり 町地先麦バエ 杵郡門川町界谷の山陸岸 町地先枇榔島東端 町、日向市界イクイ碆灯台	共同漁業	ああいかさとばはいうたなおてとひふふわ 雑磯雑さわがきざこいませにこまごんさじさのか 小網ご漁漁漁業漁し業りび業業漁りさの漁り漁漁 型漁漁業業業 業漁 漁漁 業業漁 業業 産業業 産業業 業業 業業 業業 業業 業 業 業	1月1日 から 12月31日 まで	東臼杵郡門川町	

公示番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	関係 地区	条件
共第 8 号	門川町 日向市 大字細島 大字田知屋地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第320号 イ 基点第320号から96度3,300メートルの点ウ 基点第323号から基点第324号の見通し延長線上、基点第324号から4,000メートルの点エ 基点第323号から基点第324号の見通し延長線と、基点第320号と日向市細島灯台見通し線との交点基点第320号、基点第323号及び基点第324号の位置は次のとおり基点第320号 東臼杵郡門川町、日向市界イクイ碆灯台基点第323号 日向市大字日知屋倉戸鼻先端基点第324号 日向市大字日知屋地先ユルギ礁	共同漁業 第2種	ばい漁業 磯建網漁業 雑かご漁業	1月1日 から 12月31日 まで	東臼杵郡 門川町 日向市 大字細島 大字日知屋	_

別表 海区漁場計画(素案:共同漁業権) 注: 方位

公示番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	関係 地区	条件
共9			共同漁業 2種漁業	あかさとばは(いうたな	1月1日 から 12月31日 まで	日向市	

公示番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	関係 地区	条件
共第 10号	都農町地先	次の点ア、イ、ウ及び点工の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海 岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第329号 イ 基点第329号から117度2,500メートルの点 ウ 基点第330号から117度2,500メートルの点 エ 基点第330号 基点第329号及び基点第330号の位置は次のとおり 基点第329号 児湯郡都農町水無川河口中央 基点第330号 児湯郡都農町、川南町界陸岸	共同漁業 第2種	あわび漁業 かきざこいまえ が は は は ま り び ま り び ま き き え ぶ 漁 り び ま え え え え 、 漁 ま り て え え え え ま き た う た え た た た た た た た た た た た た た た た た	1月1日 から 12月31日 まで	児湯都 都農町	_
共第 11号	川南町地先	次の点ア、イ、ウ及び点工の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海 岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第330号 イ 基点第331号から117度2,500メートルの点 ウ 基点第331号から117度2,500メートルの点 エ 基点第331号 基点第330号及び基点第331号の位置は次のとおり 基点第330号 児湯郡都農町、川南町界陸岸 基点第331号 児湯郡高鍋町、川南町界陸岸	共同漁業 2 種	あかさとばはいうたなて 磯雅 で で で で で で で で で で で で で	1月1日 から 12月31日 まで	児湯郡 川南町	_

公示番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	関係 地区	条件
共第 12号	高鍋町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮 時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第331号 イ 基点第331号から117度300メートルの点 ウ 基点第332号から117度700メートルの点 エ 基点第333号から高鍋港離岸堤北端の見通し延長線上(117度)、基点 第333号から300メートルの点 オ 基点第333号 基点第331号、基点第332号及び基点第333号の位置は次のとおり 基点第331号 児湯郡高鍋町、川南町界陸岸 基点第332号 児湯郡高鍋町小丸川河口の鉄橋北端第1橋脚 基点第333号 児湯郡高鍋町大字蚊口浦6259の1に設置した標柱	共同漁業	あわび漁業 かき漁業 うに漁業 なまこ漁業 てんぐさ漁業	1月1日 から 12月31日 まで	児湯郡 川南町 高鍋町	
共第 13号	大字折生迫 青島 大字内海地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点才の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮 時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、 港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された 水域施設の区域を除く。 ア 基点第334号から 90度3,300メートルの点 ウ 基点第335号から 90度2,200メートルの点 ユ 基点第336号から100度2,500メートルの点 オ 基点第336号 基点第334号、基点第335号及び基点第336号の位置は次のとおり 基点第334号 宮崎市知福橋中央 基点第335号 宮崎市大字折生迫戸崎鼻灯台 基点第336号 宮崎市、日南市界陸岸	共同漁業 第 2 種	あいかさとばはいうかたなかき 雑磯雅がいかさとばはいうかたなかき 雑雑が はま 業業 業業 業 業 業 業 の漁 置	1月1日 から 12月31日 まで	宮崎市大字折生迫青島大字内海	

公番	示 漁場の 号 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	関係 地区	条件
共14	号 大字宮浦 大字富土 大字伊比井地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点オの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ア 基点第336号 イ 基点第336号から100度2,000メートルの点ウ 基点第337号から90度2,000メートルの点エ 基点第338号から162度1,500メートルの点エ 基点第338号	共同漁業	あさとばいうたきてと 雑選業業業 業業業業 強にこりんさ がえぶ漁業業ささの 小網ご 神経建ご 雑建が 雑選が を を で の の の の の の の の の の の の の	1月1日 から 12月31日 まで	日南市大字宮浦大字富土大字一日東市	

公番	示 漁場の 号 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	関係 地区	条件
共15	大字平野油津大字下方大堂津地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点才の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の点力、キ及び点クの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 ア 基点第338号 イ 基点第338号から162度1,500メートルの点 ウ 基点第339号から 90度1,000メートルの点 エ 基点第340号から虚空蔵島北端見通し線上4,000メートルの点 エ 基点第340号 カ 基点第342号 ク 基点第343号 基点第343号 基点第338号、基点第339号、基点第340号、基点第341号、基点第343号 基点第338号 日南市大字宮浦立石橋北端の橋脚基点第339号 日南市大字宮浦立石橋北端の橋脚基点第339号 日南市細田川河口の鉄橋北端第1橋脚基点第341号 由津港東口導灯前灯から48度1,785メートルの点基点第342号 基点第341号から212度30分1,004メートルの点基点第343号 基点第342号から304度30分 934メートルの点	共同漁業 第2種	あいかさとばはいうかたきてとわ 雑磯雑わがきざこいませにめこりんさか 小網ご浜漁業漁し業りび業て業ささの漁 型漁漁業業 業漁 漁漁 漁 漁業 定業業 業業 業	1月1日 から 12月31日 まで	日南油西春園材岩木瀬瀬大大大梅乙天大大大大南北西年園村岩木瀬瀬大大大梅乙天大大大大市津町日田木崎山西貝字字字ヶ姫福字字字堂・町町町平風平浜町隈下上津町町町野田山谷方方	

公番		漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	関係 地区	条件
共16	第 日南市 南郷町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点才の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮 時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、 港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された 水域施設の区域を除く。 ア 基点第340号から虚空蔵島北端見通し線上4,000メートルの点 ウ 基点第344号から基点第345号見通し線上、基点第344号から200メート ルの点 エ 基点第345号 オ 基点第346号 基点第340号、基点第344号、基点第345号及び基点第346号の位置は次のと おり 基点第340号 日南市細田川河口の鉄橋北端第1橋脚 基点第344号 申間市大字市木地先水島北端 基点第345号 申間市大字市木銅島北端 基点第346号 日南市南郷町、申間市界夫婦浦橋中央橋脚	共同漁業 2 種	あいさとばいうかたきてとか ががざこいせにめこりんさき 業業業業 業 業 漁業 業業業業 業 業 漁業漁 一綱ご 一次の漁 一次の漁 一次の漁 一次の漁 一次の漁 一次の漁 一次の漁 一次の漁 一次の漁 一次の漁 一次の業 一次の漁 一次の 一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一	1月1日 から 12月31日 まで	日南市南郷町	

別表 海区漁場計画(素案:共同漁業権)

注:方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。 公示 関係 漁業の 漁場の 漁場の区域 漁業の名称 漁業時期 条件 番号 位置 種類 地区 共第 串間市 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及び点サの各点を順次に第1種 あわび漁業 1月1日 串間市 17号 大字都井 直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 共同漁業 | さざえ漁業 から 大字都井 ア 基点第346号 とこぶし漁業 12月31日 大字大納 大字大納 大字市木地先 イ 基点第345号 ばい漁業 まで 大字市木 ウ 基点第345号から基点第344号見通し線上、基点第345号から1,000メー はまぐり漁業 トルの点 いせえび漁業 エ 基点第347号から 90度 500メートルの点 うに漁業 オ 基点第348号から100度1,000メートルの点 たこ漁業 カ 基点第349号から 90度1,200メートルの点 あまのり漁業 キ 基点第350号から135度1,200メートルの点 きりんさい漁業 ク 基点第351号から180度 500メートルの点 てんぐさ漁業 ケ 基点第352号から基点第351号見通し線上、基点第352号から1,600メー ふのり漁業 トルの点 コ 基点第353号から180度1,000メートルの点 サ 基点第353号 基点第344号、基点第345号、基点第346号、基点第347号、基点第348号、 基点第349号、基点第350号、基点第351号、基点第352号及び基点第353号 の位置は次のとおり 基点第344号 串間市大字市木地先水島北端 基点第345号 串間市大字市木銅島北端 第2種 雑魚小型定置網漁業 基点第346号 日南市南郷町、串間市界夫婦浦橋中央橋脚 共同漁業 | 磯建網漁業 基点第347号 串間市大字市木地先鳥島北端 雑かご漁業 基点第348号 串間市大字市木、串間市大字大納界名谷小瀬 基点第349号 串間市大字大納字小崎立岩 基点第350号 串間市大字大納字岬大黒礁 基点第351号 串間市大字大納字岬黄金瀬 基点第352号 串間市大字都井字黒井、合六鼻先端 基点第353号 串間市大字都井、串間市大字崎田界に設置した標鋲

公番	示 漁場の 号 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	関係 地区	条件
共 18	第 串間市	次の点ア、イ、ウ、エ及び点才の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の点力、キ、ク、ケ、カス・サの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。ア基点第353号から180度 1,000メートルの点ウ基点第355号から216度 2,000メートルの点オ基点第355号から216度 2,000メートルの点オ基点第355号から216度 2,000メートルの点オ基点第355号がら216度 2,000メートルの点オ基点第355号がら260度23分1,012メートルの点オ基点第358号がら260度23分1,012メートルの点サ基点第358号を基点第359号の位置は次のとおり基点第358号を基点第359号の位置は次のとおり基点第358号を基点第355号の当時市大字都井、串間市大字・場田界に設置した標鋲基点第355号を国崎県、庭児島県界陸岸基点第355号を国崎県、庭児島県界陸岸基点第356号 高松三角点から100度43分3、127メートルの点基点第357号を基点第357号を169度30分で132メートルの点基点第357号を169度30分で169度30分で169と100点	第2種 第四漁業	を対しているを対したでは、が漁えぶ漁え漁漁でごのせにこんまは業業・業業・業業・業業・業業・業・を業業・業・業・で業業・で業業・で業業・で業業・で業業・で業業・で業業・で業業・で業業・で業業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1月1日 から 12月31日 まで	串間市大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	
		基点第359号 点コ から351度32分1,496メートルの点					

公示番号	管理 番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係 地区	条件
区第 1号		北浦町 市振及 び宮野	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第101号から154度13分642メートルの点 イ 基点第102号から236度55分242メートルの点 ウ 基点第102号から345度29分112メートルの点 エ 基点第101号から130度24分819メートルの点		魚類小割式 養殖業(く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く)	1月1日か ら 12月31日ま で	団体漁業権	延岡市 北浦町	別記1の とおり
	1 — 1 B号		基点第101号及び基点第102号の位置は次のとおり 基点第101号 延岡市北浦町北浦港市振西防波堤標識灯から77 度21分60メートルの点 基点第102号 延岡市北浦町北浦港宮野浦東防波堤灯台	第1種区画漁業	貝類垂下式 養殖業	1月1日か ら 12月31日ま で			別記2の とおり
	1-2号	北浦町 市び宮野 浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第101号から186度26分604メートルの点イ 基点第102号から233度38分943メートルの点ウ 基点第102号から231度12分281メートルの点立 基点第101号から164度 595メートルの点 基点第101号及び基点第102号の位置は次のとおり 基点第101号 延岡市北浦町北浦港市振西防波堤標識灯から77度21分60メートルの点 基点第102号 延岡市北浦町北浦港宮野浦東防波堤灯台		魚類小割式 養殖業(く ろま式養殖業 を除く)	1月1日か ら 12月31日ま で			別記1の とおり

公示番号	管理 番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係 地区	条件
区第 2号		北浦町 宮野浦 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第102号から203度 236メートルの点 イ 基点第102号から159度21分689メートルの点 ウ 基点第102号から140度 1分520メートルの点 エ 基点第102号から193度26分118メートルの点 エ 基点第102号の位置は次のとおり 基点第102号 延岡市北浦町北浦港宮野浦東防波堤灯台	区画漁業	魚類小割式養殖業であままである。	b	団体漁業権	延岡市北浦町	別記1の とおり
	2-2 号	北浦町 宮野浦 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。ア 基点第102号から212度52分 316メートルの点イ 基点第102号から225度 8分1,034メートルの点ク 基点第102号から200度50分1,261メートルの点 基点第102号から188度42分1,052メートルの点オ 基点第102号から184度46分 473メートルの点 基点第102号の位置は次のとおり 基点第102号 延岡市北浦町北浦港宮野浦東防波堤灯台	区画漁業	魚類小割式 養殖業ぐろ 割式養殖 を除く)	1月1日か ら 12月31日ま で			別記1の とおり
区 第 3 号	3号	北浦町 古江地 先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。ア基点第101号から210度47分1,142メートルの点イ基点第102号から246度53分1,428メートルの点ウ基点第102号から240度11分1,528メートルの点ユ基点第102号から233度13分1,208メートルの点エ基点第102号から242度44分1,072メートルの点カ基点第101号から195度2分940メートルの点 基点第101号及び基点第102号の位置は次のとおり基点第101号 延岡市北浦町北浦港市振西防波堤標識灯から77度21分60メートルの点基点第102号 延岡市北浦町北浦港宮野浦東防波堤灯台		無類小割式 養殖業ぐる ま式養く を除く)	1月1日か ら 12月31日ま で	団体漁業権	延岡市北浦町	別記 1 の とおり

公示番号	番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称		個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係地区	条件
	4 — 1 号	北浦町 古江阿 蘇地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。ア 基点第103号から24度380メートルの点		魚類小割式 養殖業(ろま 表 ま ま き 養殖 き き き き き き き き き き き き き き き き き	1月1日から 12月31日ま で	団体漁業権	延岡市北浦町	別記1の
	4 — 2 号	北浦町 古江阿 蘇地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域。 ア 基点第103号から220度100メートルの点イ 基点第103号から220度700メートルの点ク 点イから343度30分370メートルの点カー 点アから343度30分370メートルの点 基点第103号の位置は次のとおり 基点第103号 延岡市北浦町三つ子鼻付近一ツ礁頂上	第1種区画漁業	魚類小割式 養殖業(く ろまで、 割式養殖 を除く)	ら	団体漁業権		別記1の とおり

公示番号	管理 番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称		個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係 地区	条件
区第 5号	5-1 マ号 5-1 A号	島浦町 地先	次の点ア、イ、ウ及び点工の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ア 基点第104号 イ 基点第104号から330度300メートルの点ウ 基点第105号から 0度300メートルの点立 基点第105号 基点第105号 が 基点第105号 が 基点第104号 延岡市島浦町上の鼻西端 基点第105号 延岡市島浦町高松の鼻西端	区画漁業 第1種	ス割 の割 の割 の割 の割 の割 の割 の割 の割 の割 の	1月1日か ら 12月31日ま で	団体漁業権	島浦町	別記3の とおり 別記1の とおり
	マ号	島浦町 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点力の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ア 基点第105号 から0度266メートルの点ウ 基点第106号から0度401メートルの点エ 基点第107号から0度599メートルの点エ 基点第107号から0度599メートルの点 基点第106号 基点第106号 延岡市島浦町高松の鼻西端基点第106号 延岡市島浦町焼尾の北端基点第107号 延岡市島浦町野坂水道尻岩	区画漁業 第1種	く小業 多割式 無類強ま式 素が 素が 素が 素が 素が 素が まず、 ので をで をで をで をで をで をで ので ので ので ので ので ので ので ので ので の	1月1日か ら 12月31日ま で			別記4の とおり 別記1の とおり

公示番号	管理 番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係 地区	条件
区 5 (続き)		地先	次の点ア、イ、ウ及び点エの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ア 基点第108号 延岡市島浦町焼尾の東端イ 基点第110号 延岡市島浦町小島の南端 エ 基点第111号 延岡市島浦町須佐白の鼻北端 基点第108号、基点第109号、基点第110号及び基点第111号の位置は次のとおり 基点第108号 延岡市島浦町焼尾の東端基点第109号 延岡市島浦町小島の北端基点第110号 延岡市島浦町小島の南端基点第111号 延岡市島浦町須佐白の鼻北端	区画漁業	藻類養殖業	1月1日か ら 12月31日ま で	団体漁業権	延 島浦 田田 田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	別記1の とおり
	5-4 マ号	島浦町 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第112号から323度24分664メートルの点 イ 基点第112号から247度36分835メートルの点 ウ 基点第112号から230度36分690メートルの点	第1種区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日から 12月31日ま で			別記5の とおり
	5 — 4 A 号			第1種区画漁業	魚類小割式 養殖業 (く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く)				別記1の とおり

755 = 1		.,,,,				_ , _ ,			
公示番号	管理 番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係 地区	条件
区第 6号	A号	島浦町 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域ア 基点第113号から 11度16分169メートルの点イ 基点第113号から 12度53分262メートルの点ウ 基点第113号から334度 1分351メートルの点エ 基点第113号から317度 9分257メートルの点		魚類小割式 養殖業(く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く)	b	団体漁業権	延岡市 島浦町	別記1の とおり
	6-1 B号		オ 基点第113号から341度52分159メートルの点 基点第113号の位置は次のとおり 基点第113号 延岡市島浦町宇治漁港防波堤先端の西側角	第1種区画漁業	貝類垂下式 養殖業				別記2のとおり
	6 月 一 2	島浦町 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域ア 基点第113号から330度39分319メートルの点イ 基点第113号から326度25分401メートルの点ウ 基点第113号から319度59分461メートルの点エ 基点第113号から305度58分389メートルの点エ 基点第113号から317度 9分257メートルの点オ 基点第113号の位置は次のとおり基点第113号 延岡市島浦町宇治漁港防波堤先端の西側角		魚類小割式 養殖業(ろ 割まで 多まで 養殖 を除く)	1月1日か ら 12月31日ま で			別記1の
	号	島浦町 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域ア基点第113号から326度25分89メートルの点イ基点第113号から301度28分218メートルの点ク基点第113号から230度45分301メートルの点 基点第113号から197度32分156メートルの点 基点第113号の位置は次のとおり基点第113号 延岡市島浦町宇治漁港防波堤先端の西側角	第1種区画漁業	魚類小割式 養殖業(く ろま養殖業 を除く)	1月1日から 12月31日ま で			別記1の とおり

公示番号	管理 番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称		個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係 地区	条件
区第665	6-4号	島浦町 地先	次のア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第113号から300度54分225メートルの点 イ 基点第113号から295度14分365メートルの点 ウ 基点第113号から245度39分423メートルの点 ユ 基点第113号から231度 5分304メートルの点 エ 基点第113号の位置は次のとおり 基点第113号 延岡市島浦町宇治港防波堤先端の西側角	区画漁業	魚類小割式 養殖業(く ろま式養殖 を除く)	1月1日か ら 12月31日ま で	団体漁業権	延岡市 島浦町	別記1の とおり

公示番号	管理 番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係 地区	条件
区第 7号	7 — 1 号	熊野江 町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域ア 基点第114号から278度30分147メートルの点イ 基点第114号から222度30分215メートルの点ウ 基点第114号から252度 525メートルの点エ 基点第114号から303度30分608メートルの点オ 基点第114号から318度30分452メートルの点基点第114号の位置は次のとおり基点第114号 延岡市熊野江町ヨコバエ先端	第1種区画漁業	魚類小割式 養殖業(く ろまで 多まで を を除く)	ら 12月31日ま		延岡市 市 市 東京	別記1の とおり
	A号	須美江 町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域ア 基点第115号から281度280メートルの点イ 基点第116号から 4度300メートルの点ウ 基点第116号から 29度200メートルの点エ 基点第116号から 29度 50メートルの点オ 基点第117号	区画漁業	魚類小割式 養殖業(く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く)	12月31日ま で			別記1の とおり
	7-2 B号		基点第115号、基点第116号及び基点第117号の位置は次のとおり 場上、第115号 延岡市須美江町須美江港南防波堤先端 基点第116号 延岡市須美江町アカズレ 基点第117号 延岡市須美江町ナガバエ鼻			1月1日か ら 12月31日ま で			別記2の とおり
	7 — 3 号	浦城町 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域ア 基点第118号から 8度49分206.2メートルの点イ 基点第118号から17度 8分502.5メートルの点ウ 基点第118号から44度39分538.5メートルの点エ 基点第118号から67度51分282.8メートルの点 基点第118号の位置は次のとおり 基点第118号 延岡市浦城町七ツ島東端		魚類小割式 養殖業(く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く)	1月1日か ら 12月31日ま で			別記1の とおり

公示番号	管理 番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係 地区	条件
区第 7号 (続き)	7 — 4 号	浦城町 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第119号から 0度 185メートルの点 イ 基点第119号から 76度53分132メートルの点 ウ 基点第119号から 56度25分549メートルの点 エ 基点第119号から 35度34分560メートルの点 基点第119号の位置は次のとおり 基点第119号 延岡市浦城町ひら礁北端	第1種区画漁業	魚類小割式 養殖業(く ろまで 高式養殖 を除く)	1月1日か ら 12月31日ま で	団体漁業権	延岡市 浦城町 安美美江町 熊野江町	別記1の とおり
	7-5 号	浦城町 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第120号から 66度52分 707.1メートルの点 イ 基点第120号から 69度48分1,104.5メートルの点 ウ 基点第120号から 99度27分1,208.3メートルの点 エ 基点第120号から110度33分 860.2メートルの点 基点第120号の位置は次のとおり 基点第120号 延岡市浦城町立礁東端		魚類小割式 養殖業(く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く)	1月1日か ら 12月31日ま で			別記1の とおり
	7-6 号	浦城町 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域ア 基点第120号から 19度17分 266.2メートルの点イ 基点第120号から 57度33分 733.7メートルの点ウ 基点第120号から128度54分1,188.1メートルの点エ 基点第120号から156度 7分 971.6メートルの点基点第120号の位置は次のとおり基点第120号 延岡市浦城町立礁東端		魚類小割式 養殖業(く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く)	1月1日か ら 12月31日ま で			別記1のとおり

公示番号	管理 番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係 地区	条件
区第7号(続き)	7-7 号	浦城町 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第121号から58度 525メートルの点 イ 基点第121号から63度30分520メートルの点 ウ 基点第121号から52度 125メートルの点 ウ 基点第121号から32度30分145メートルの点 エ 基点第121号から32度30分145メートルの点 基点第121号の位置は次のとおり 基点第121号 延岡市浦城町南浦港浦城防波堤灯台		貝類・ほや 垂下式養殖 業	1月1日から 12月31日ま で	団体漁業権	延岡市 浦城町 安井町 須美江町 熊野江町	別記2の とおり

公示番号	管理 番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係 地区	条件
区第 8号	A号	浦城町 地先	次の点ア、イ、ウ及び点工を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域ア 基点第125号 イ 基点第125号から202度30分16メートルの点ウ 基点第123号から200度 73メートルの点エ 基点第123号		魚類小割式 養殖業(ろよ るま養殖 割式養殖 を除く)	b	団体漁業権	延岡市 浦城町 安井町 須美江町 熊野江町	別記1のとおり
	8-1 B号		基点第123号及び基点第125号の位置は次のとおり 基点第123号 延岡市浦城町田村屋敷西の鼻に設置した標柱 基点第125号 延岡市浦城町笠の鼻南端		貝類・ほや 垂下式養殖 業	1月1日から 12月31日ま で			別記2のとおり
	A号	浦城町 地先	次の点ア、イ及び点ウを順次に直線で結んだ線と最大高潮時海 岸線とによって囲まれた区域 ア 基点第126号 イ 基点第127号から0度100メートルの点 ウ 基点第127号	区画漁業	魚類小割式 養殖業(く ろまぐる小 割式養殖 をなる	で			別記1のとおり
	8-2 B号		基点第126号及び基点第127号の位置は次のとおり 基点第126号 延岡市浦城町浦尻第4号護岸起点 基点第127号 延岡市浦城町船カクシ東端	区画漁業		1月1日から 12月31日ま で			別記2のとおり
		浦城町 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点オの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域ア 基点第128号 4 基点第128号から 0度 70メートルの点ウ 基点第128号から320度115メートルの点エ 基点第129号から283度 65メートルの点	第1種区画漁業	魚類小割式 養殖業(ろ小割式 ろま養殖 割式養殖 を除く)	1月1日から 12月31日ま で			別記1のとおり
	8-3 B号			第1種 区画漁業	貝類・ほや 垂下式養殖 業	1月1日か ら 12月31日ま で			別記2の とおり

公示番号	管理 番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係 地区	条件
区 8号 (続き)		浦城町 地先	次の点ア、イ、ウ及び点工の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域ア 基点第131号 イ 基点第131号から102度 45メートルの点ウ 基点第130号から102度135メートルの点 基点第130号 基点第130号 基点第130号 基点第130号 基点第130号 延岡市浦城町甫場鼻東端 基点第131号 延岡市浦城町ミズゴラの鼻東端		貝類・ほや 垂下式養殖 業	1月1日か ら 12月31日ま で	団体漁業権	延岡市 市城市 東須野 熊野江町	別記2の とおり

公示番号	管理 番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係 地区	条件
区 9 号		浦城町 地先	次の点ア、イ、ウ及び点工の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域ア 基点第128号 イ 基点第128号から0度 50メートルの点ウ 基点第127号から0度100メートルの点エ 基点第127号 基点第128号の位置は次のとおり基点第128号 延岡市浦城町オオヤの鼻北端	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日か ら 12月31日ま で	個別漁業権		別記2のとおり
区第 10号		土々呂町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第132号から304度 50メートルの点 イ 基点第132号から 15度480メートルの点 ウ 基点第132号から329度390メートルの点 ウ 基点第132号から292度200メートルの点 エ 基点第132号から292度200メートルの点 基点第132号の位置は次のとおり 基点第132号 延岡市土々呂町土々呂港防波堤灯台		魚類小割式 養殖業(く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く)	1月1日から 12月31日ま で	団体漁業権	延 田 大 大 原 大 原 の 大 の の の の の の の の の の の の の	別記1の とおり
	10-1 B号				貝類垂下式 養殖業	1月1日か ら 12月31日ま で		形浜町 北一ケ岡 南一ケ岡 鯛名町 赤水町	別記2の とおり

公示番号	管理番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係 地区	条件
区第 11号	11 — 1 A号	鯛名町 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第133号から 7度130メートルの点 イ 基点第133号から46度266メートルの点 ウ 基点第135号から20度 40メートルの点 ウ 基点第134号から95度 65メートルの点 エ 基点第134号から95度 65メートルの点	区画漁業	魚類小割式養殖業(ろまぐろまで多まで表殖業を除く)	1月1日から 12月31日ま で	団体漁業権	延 松妙櫛石伊上下市々原見町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	別記1の とおり
	11-1 B号		3 基点第133号 延岡市鯛名町和田鼻東端 基点第134号 延岡市鯛名町サカキケ浜東端 基点第135号 延岡市鯛名町エビス鼻北端	第1種区画漁業	貝類垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日ま で		ド 地 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	別記2の とおり

公示番号	管理 番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係 地区	条件
区第 12号		延岡市 鯛名町 地先	次の点ア、イ、ウ及び点工の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域ア 基点第136号 イ 基点第136号から91度86メートルの点ウ 基点第137号から91度62メートルの点エ 基点第137号		魚類小割式 養殖業(く ろまぎる小 割式養殖業 を除く)	6	団体漁業権	延 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	別記1の とおり
	12-1 B号		基点第136号及び基点第137号の位置は次のとおり 基点第136号 延岡市鯛名町698番地稲荷鼻東端に設置した標鋲 基点第137号 延岡市鯛名町698番地下鼻東端に設置した標鋲	第1種区画漁業	貝類垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日ま で		上伊形町 下伊形町 旭ヶ丘 新浜町 北一ケ岡 南一ケ岡	別記2の とおり
		赤水町 地先	ア 基点第138号から253度 25メートルの点 イ 基点第138号から 40度 27メートルの点 ウ 基点第138号から344度159メートルの点 エ 基点第138号から307度207メートルの点 オ 基点第139号から248度 33メートルの点		魚類小割式 養殖業(く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く)	1月1日から 12月31日ま で		制名町 赤水町	別記1のとおり
	12-2 B号			第1種区画漁業	貝類垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日ま で			別記2のとおり

公示番号	管理 番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係 地区	条件
	号	郡門川 町大字 庵川地 先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第142号から142度100メートルの点 イ 基点第142号から 78度330メートルの点 ウ 基点第142号から111度580メートルの点 ウ 基点第142号から142度450メートルの点 エ 基点第142号から142度450メートルの点 基点第142号の位置は次のとおり 基点第142号 東臼杵郡門川町門川漁港浅海防波堤西灯台	第1種区画漁業	貝類垂下式 養殖業	1月1日か ら 12月31日ま で	団体漁業権	東臼杵郡門川町	別記2の とおり
	A号	郡門川 町大字 庵川地 先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第143号から70度30分1,125メートルの点 イ 点アから 10度30分571メートルの点 ウ 点アから 43度30分656メートルの点 エ 点アから 80度30分363メートルの点		魚類小割式 養殖業(く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く)	1月1日か ら 12月31日ま で			別記1の とおり
	13-2 B号		オ 点アから105度 479メートルの点	第1種区画漁業	貝類垂下式 養殖業	1月1日か ら 12月31日ま で			別記2のとおり
	A号	郡門川 町加草 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第143号から29度30分 865メートルの点 イ 基点第143号から 7度12分 953メートルの点 ウ 基点第143号から 9度 1,100メートルの点 エ 基点第143号から25度 1,130メートルの点		魚類小割式 養殖業(く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く)	で			別記1のとおり
	13-3 B号		基点第143号の位置は次のとおり 基点第143号 東臼杵郡門川町門川漁港東防波堤標識灯	第1種区画漁業	貝類垂下式 養殖業	1月1日か ら 12月31日ま で			別記2のとおり

公示番号	管理 番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係地区	条件
区第 13号 ^(続き)		東臼杵 郡門川 町加草 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第143号から 43度30分450メートルの点 イ 基点第143号から357度 550メートルの点 ウ 基点第143号から 4度 5分776メートルの点 エ 基点第143号から 40度50分678メートルの点	区画漁業	魚類小割式 養殖業(く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く)	1月1日から 12月31日ま で	団体漁業権		別記1のとおり
	13-4 B号			第1種区画漁業	貝類垂下式 養殖業	1月1日か ら 12月31日ま で			別記2のとおり

公示番号	管理 番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係 地区	条件
		町大字 門川尾 末地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第143号から90度 400メートルの点 イ 基点第143号から94度30分800メートルの点 ウ 点イから42度230メートルの点 エ 点アから42度230メートルの点 エ 点アから42度230メートルの点 基点第143号の位置は次のとおり 基点第143号 東臼杵郡門川町門川漁港東防波堤標識灯	第1種区画漁業	魚類小割式 養殖業(く ろまぐろ 割式養殖業 を除く)	1月1日か ら 12月31日ま で	団体漁業権	東臼杵郡門川町	別記1の とおり
	A号	郡門川 町大字 門川尾	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第144号から149度 220メートルの点 イ 基点第144号から 76度 350メートルの点 ウ 基点第144号から 97度10分510メートルの点 エ 基点第144号から131度42分500メートルの点	第1種区画漁業	魚類小割式 養殖業(く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く)	1月1日か ら 12月31日ま で			別記1の とおり
	14 2 B号		基点第144号の位置は次のとおり 基点第144号 東臼杵郡門川町門川港南防波堤灯台	第1種区画漁業	貝類垂下式 養殖業	1月1日か ら 12月31日ま で			別記2のとおり

公示番号	管理 番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係 地区	条件
区第 15号	15— 1 A号	大字日 知屋字 畑浦地 先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点力の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域ア 基点第145号 40メートルの点 40メートルの点ウ 基点第146号から185度 118メートルの点エ 基点第147号から201度37分 27メートルの点オ 基点第148号から185度 60メートルの点カ 基点第148号		魚類小割式養殖業(ろまである。	1月1日か ら 12月31日ま で	団体漁業権	日向市 大字細島 大字日知屋	別記1の とおり
	15— 1 B号		基点第145号、146号、147号及び148号の位置は次のとおり 基点第145号 日向市大字日知屋字畑浦ハゲシタに設置した標柱 柱 基点第146号 日向市大字日知屋字畑浦小水浦に設置した標柱 基点第147号 日向市大字日知屋字畑浦ウノへに設置した標鋲 基点第148号 日向市大字日知屋字畑浦鼻モトに設置した標柱	第1種区画漁業	更類垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日ま で			別記 2 の とおり
区第 16号	16号	大字内 海地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域ア 北緯31度45分23.900秒、東経131度28分33.600秒の点イ 北緯31度45分24.000秒、東経131度28分36.900秒の点ウ 北緯31度45分21.900秒、東経131度28分36.400秒の点 北緯31度45分20.000秒、東経131度28分37.000秒の点オ 北緯31度45分17.000秒、東経131度28分37.000秒の点オ 北緯31度45分17.000秒、東経131度28分35.000秒の点カ 北緯31度45分20.000秒、東経131度28分36.000秒の点 北緯31度45分20.000秒、東経131度28分36.000秒の点	第1種 区画漁業	貝類垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日ま で	団体漁業権	宮崎市 大字内海	別記2の とおり

公示番号	管理 番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係 地区	条件
区第 17号		南郷町 中村乙 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯31度32分24.100秒、東経131度23分21.600秒の点 イ 北緯31度32分24.100秒、東経131度23分22.700秒の点 ウ 北緯31度32分22.100秒、東経131度23分21.900秒の点 エ 北緯31度32分22.700秒、東経131度23分20.900秒の点	第1種区画漁業	貝類垂下式 養殖業	1月1日か ら 12月31日ま で	団体漁業権	日南市南郷町	別記2の とおり
区第 18号	号	南郷町 中村乙 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯31度32分36.700秒、東経131度23分15.900秒の点 イ 北緯31度32分37.000秒、東経131度23分15.000秒の点 イ 北緯31度32分38.400秒、東経131度23分15.400秒の点 ウ 北緯31度32分38.200秒、東経131度23分16.300秒の点 エ 北緯31度32分38.200秒、東経131度23分16.300秒の点	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日か ら 12月31日ま で	団体漁業権	日南市南郷町	別記2の とおり
	号	南郷町 中村乙 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯31度32分29.900秒、東経131度23分22.900秒の点 イ 北緯31度32分27.100秒、東経131度23分22.600秒の点 ウ 北緯31度32分23.100秒、東経131度23分20.000秒の点 エ 北緯31度32分23.700秒、東経131度23分19.200秒の点	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日か ら 12月31日ま で			別記2の とおり
	号	南郷町 中村乙 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯31度32分23.700秒、東経131度23分32.100秒の点 イ 北緯31度32分23.200秒、東経131度23分32.800秒の点 ウ 北緯31度32分19.600秒、東経131度23分29.900秒の点 エ 北緯31度32分20.100秒、東経131度23分29.200秒の点	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日か ら 12月31日ま で			別記2の とおり

別表 海区漁場計画(素案:区画漁業権) 注:方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理 番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係 地区	条件
	A 号	南南市 南南町 潟上 大 大 大 大 大 大 大 大 大	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯31度30分43.900秒、東経131度22分41.500秒の点 イ 北緯31度30分41.300秒、東経131度22分42.500秒の点 イ 北緯31度30分37.100秒、東経131度22分37.200秒の点 ウ 北緯31度30分39.600秒、東経131度22分35.400秒の点 エ 北緯31度30分39.600秒、東経131度22分35.400秒の点	第1種区画漁業	貝類垂下式 養殖業 藻類養殖業	1月1日か 12月31日ま で 1月1日か 12月31日ま で	団体漁業権	南郷町潟上 南郷町贄波	別記2の とおり 別記2の とおり
		潟上地 先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域ア 北緯31度30分32.400秒、東経131度22分41.060秒の点イ 北緯31度30分23.420秒、東経131度22分53.970秒の点ク 北緯31度30分16.370秒、東経131度22分52.810秒の点カ 北緯31度30分18.100秒、東経131度22分45.700秒の点オ 北緯31度30分25.430秒、東経131度22分32.530秒の点オ 北緯31度30分25.430秒、東経131度22分32.530秒の点	第1種区画漁業	貝類垂下式 養殖業 藻類養殖業	1月1日か 12月31日ま で 1月1日か 12月31日ま で			別記2の とおり 別記2の とおり

別表 海区漁場計画(素案:区画漁業権)

公示番号	管理 番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係 地区	条件
	A号	大字 字 ド ド と 島 地 先	ウ 基点第149号から190度29分1,245メートルの点 エ 基点第149号から199度3分1,356メートルの点		魚類小割式 養殖業(く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く)	b	団体漁業権	串間市 方 大字南方 大字字 大字字崎 大字高松	別記1の とおり
	20-1 B号		基点第149号の位置は次のとおり 基点第149号 串間市大字南方金谷に設置した標柱	区画漁業		1月1日から 12月31日ま で		西浜 東町 	別記2のとおり
	号	大字南 方どり 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域ア 基点第150号から272度 7分2,540メートルの点イ 基点第150号から255度 7分3,494メートルの点ウ 基点第150号から234度29分2,937メートルの点立 基点第150号から242度38分1,999メートルの点エ 基点第150号から250度30分2,115メートルの点オ 基点第150号から255度 7分1,912メートルの点 基点第150号の位置は次のとおり 基点第150号 申間市大字崎田防波堤に設置した標鋲		魚類小割式 養殖業ぐろ 割式養殖 を除く)	1月1日から 12月31日ま で			別記2の とおり
		大字南 方ビン ダレ島 沖合	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域ア 北緯31度25分46.300秒、東経131度11分57.200秒の点イ 北緯31度25分21.400秒、東経131度12分33.200秒の点ウ 北緯31度24分44.400秒、東経131度11分56.700秒の点エ 北緯31度25分07.800秒、東経131度11分22.000秒の点		魚類小割式 養殖業(く ろま養殖業 を除く)	1月1日から 12月31日ま で			別記2のとおり

別記1 (管理番号1-1 A号外に係る条件)

1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。

別記2(管理番号1-1B号外に係る条件)

- 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。
- 1 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。

別記3(管理番号5-1マ号に係る条件)

- 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。
- 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。 ただし、生け簀の総面積が900平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:方形 規格:15メートル×15メートル 台数:4台
- 3 当該漁業権に係る漁場の区画において移送も含めた天然種苗の活込みを行ってはならない。

別記4(管理番号5-2マ号に係る条件)

- 1 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。
- 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。 ただし、生け簀の総面積が4,500平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:方形 規格:30メートル×30メートル、15メートル×15メートル 台数:30メートル角4台、15メートル角4台
- 3 当該漁業権に係る漁場の区画において移送も含めた天然種苗の活込みを行ってはならない。

別記5(管理番号5-4マ号に係る条件)

- 1 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。
- 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。 ただし、生け簀の総面積が4,800平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:方形 規格:30メートル×40メートル 台数:4台

公示番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	条件
	字瀬平地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第1号から 34度59分 229メートルの点 イ 基点第1号から 91度48分1,117メートルの点 ウ 基点第1号から139度 2分 963メートルの点 ウ 基点第1号から56度10分 158メートルの点 エ 基点第1号から56度10分 158メートルの点 基点第1号の位置は次のとおり 基点第1号 延岡市北浦町古江字瀬平芋の子礁に設置した標鋲	定置漁業		1月1日 から 12月31日 まで	_
定第 2号	地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第3号 イ 基点第3号から 35度 320メートルの点 ウ 基点第3号から100度1,000メートルの点 ユ 基点第3号から160度1,000メートルの点 エ 基点第3号から170度 630メートルの点 オ 基点第3号から170度 630メートルの点 基点第3号の位置は次のとおり 基点第3号 延岡市島浦町鼻熊裸石に設置した標柱	定置漁業		1月1日 から 12月31日 まで	_
	崎地先	次の点ア、イ、ウ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第4号 イ 基点第4号から180度700メートルの点ウ 基点第4号から230度700メートルの点 基点第4号から230度700メートルの点 基点第4号の位置は次のとおり 基点第4号 延岡市島浦町観音崎に設置した標鋲	定置漁業		1月1日 から 12月31日 まで	_

公示番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	条件
定第 4号	延岡市浦城町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第5号から56度30分 605メートルの点 イ 基点第5号から70度 1,095メートルの点 ウ 基点第5号から87度 1,085メートルの点 エ 基点第5号から75度 510メートルの点 基点第5号の位置は次のとおり 基点第5号 延岡市浦城町ひら礁北端	定置漁業		1月1日 から 12月31日 まで	_
定 5 号		次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第6号 イ 基点第6号から315度 300メートルの点 ウ 基点第6号から18度30分671メートルの点 エ 基点第6号から105度の見通し線と、島毛と一ノ礁とを直線で結んだ線との交点 オ 基点第6号から140度の見通し線と、島毛と一ノ礁とを直線で結んだ線との交点 基点第6号の位置は次のとおり 基点第6号 延岡市安井町難礁に設置した標鋲			1月1日 から 12月31日 まで	
定 第 6 8	延岡市赤水町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第7号 イ 基点第7号から317度300メートルの点 ウ 基点第7号から 20度800メートルの点 ウ 基点第7号から 70度800メートルの点 エ 基点第7号から 70度800メートルの点 オ 延岡市赤水町名水荒神礁南端 基点第7号の位置は次のとおり 基点第7号 延岡市赤水町名水荒神礁北端	定置漁業		1月1日 から 12月31日 まで	-

公示番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	条件
	島地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第8号から330度 50メートルの点 イ 基点第8号から 10度600メートルの点 ウ 基点第8号から 60度600メートルの点 エ 基点第8号から 75度150メートルの点 エ 基点第8号から 75度150メートルの点 基点第8号の位置は次のとおり 基点第8号 日向市大字細島ナガ礁ウノハエ	定置漁業		1月1日 から 12月31日 まで	_
定第 8 号	先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって 囲まれた区域。 ア 旧基点第8号から 70度 490メートルの点 イ 旧基点第8号から 84度1,665メートルの点 ウ 旧基点第8号から112度1,795メートルの点 エ 旧基点第8号から104度 475メートルの点 エ 旧基点第8号の位置は、次のとおり 旧基点第8号 宮崎市大字内海 674番地防波堤南第2昇降口に設置した標鋲	定置漁業	. , ,	1月1日 から 12月31日 まで	_
	中村乙字大島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第9号 イ 基点第9号から 11度150メートルの点 ウ 点イから 60度650メートルの点 エ 点オから 120度650メートルの点 エ 点オから 120度650メートルの点 オ 基点第9号から170度150メートルの点 基点第9号の位置は次のとおり 基点第9号 日南市南郷町大字中村乙字大島大瀬礁	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	10月1日 から翌年 7月31日 まで	_

公示番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	条件
	串間市大字市木築 島地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。ア 基点第10号から 0度 30メートルの点イ 基点第10号から 60度800メートルの点ク 基点第10号から130度800メートルの点 基点第10号から180度 30メートルの点 基点第10号から180度 30メートルの点 基点第10号の位置は次のとおり 基点第10号 串間市大字市木築島オリロの沖の瀬(通称ジュウシン)	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	10月1日 から翌年 7月31日 まで	
	串間市大字大納 野々杵地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第11号 イ 基点第11号から30度 200メートルの点 ウ 点イから 40度1,000メートルの点 エ 基点第11号から90度1,000メートルの点 基点第11号の位置は次のとおり 基点第11号 串間市大字大納字野々杵八幡ブリ岩	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	10月1日 から翌年 7月31日 まで	

公示番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係 地区	条件
内 第1号	北川本流	北川本流。ただし、延岡市差木野町北川の鹿小路橋の 橋脚下流端の線より下流の第5種共同漁業権の漁場の 区域内とする。	第1種 共同漁業	しじみ漁業	1月 1日から 12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	延岡市 (北浦町、 北川町、 北方町 を除く。)	1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
	北川本流及び支流	北川本流及び支流。ただし、次の点アと点イを結んだ線より上流の北川本流及び支流の区域とする。ア 基点内第1号 4 基点内第1号から 249度58分に見る線が対岸と接した点(延長は総合地方卸売市場入口前の、大武川に架かる黎明橋北端) 基点内第1号の位置は次のとおり 基点内第1号 延岡市東海町151番地の辮天島南西端	第5種 共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うな漁業 ふな漁業 おいかカ漁業 やまめ漁業 もくずがに漁業	6月 12月 11月 12月 11月 12月 11月 11月 11月 11月 11		延岡市 (北方町 を除く。)	1 敷設できるあゆやなは、 1 統とする。 2 河川の維持管理その他保 全のため、国及び公共団体の 行う事業の施工については、 これをみだりに拒んではなら ない。
内 共第2号	祝子川本流及び支流	祝子川本流及び支流。ただし、次の点アと点イを結んだ線より上流の祝子川本流及び支流の区域とする。ア 基点内第2号 4 基点内第2号から40度10分に見る線が対岸と接した点(祝子川左岸水門) 基点内第2号の位置は次のとおり 基点内第2号 延岡市昭和町3丁目1730番地の3の十貫突端中央部	第5種 共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 おいかわ漁業 やまめ漁業 もくずがに漁業	6月31日日 12月31日日日 12月31日日日日 12月31日日日日日日 12月31日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	令和5年 9月 か和15年 8月31日 まで	延岡市 (北浦町、 北方町 を除く。)	1 あゆやなは、禁止する。 2 河川の維持管理その他保 全のため、国及び公共団体の 行う事業の施工については、 これをみだりに拒んではなら ない。

公示番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係 地区	条件
内第3号	本流	五ヶ瀬川本流。ただし、次の点アと点イを結んだ線から上流の区域で、かつ、点ウと点エ及び点オをそれぞれ結んだ線から下流の区域とする。ア 基点内第3号 から 188度39分に見る線が対岸と接した点(五ヶ瀬川右岸)ウ 基点内第2号 よらの第2号 エ 基点内第2号から40度10分に見る線が対岸と接した点(祝子川左岸水門)オ 基点内第2号から151度16分に見る線が対岸と接した点(延長は清掃工場大煙突) 基点内第2号及び基点内第3号の位置は次のとおり基点内第2号 延岡市昭和町3丁目1730番地の3の十貫突端中央部	第 共	あおのり漁業しじみ漁業あゆ漁業うなぎ漁業おいかわ漁業おいかがに漁業もくずがに漁業	1月 1日日 12月31日日 12月31日日 12月31日日 12月31日日日日日 12月31日日日日日 12月31日日日かまかまかま 12月31日日 12月31日日 11月30日 11月30日 11月30日	令9か令15年日 51 6年日 6年日 7年日 8年日 8年日 8年日 8年日 8年日 8年日	延岡市 (北川川市 北川市町 を除く。)	1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工についてはならない。 1 あゆやなは、禁止する。2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工についてはならない。
	本流、支	大瀬川下流の鉄橋の橋脚下流端の線より下流の第5種 共同漁業権の漁場の区域内とする。 五ヶ瀬川支流。ただし、西臼杵郡高千穂町秋元川の不動ノ瀬橋の橋脚上流端の線より上流の第5種共同漁業権の漁場の区域内とする。 五ヶ瀬川本流、支流及び派流。ただし、次の点アと点イを結んだ線から下流の区域、さぎ島特殊堤方財水門の操作室西端と大瀬川右岸特殊堤妙田樋門の操作室西端を結んだ線から下流の区域及び西階川を除く。	第1種 共同漁業 第5種 共同漁業	あおのり漁業 しじみ漁業 あおののり) あかわのり) あゆ漁業 うなぎ漁業	1月 1日から 12月31日かまかで 12月31日 かま 12月31日 かま 6月 1日日まからで 6月 1日日かまかで 12月31日まかで 1月 1日まかで 12月31日ま	9月1日 から 令和15年	延 (北 北川除 (北川 (本 (本 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。 1 敷設できるあゆやなは、6統以内とする。2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の
		ア 基点内第2号 イ 基点内第2号から151度16分に見る線が対岸と接した点(延長は清掃工場大煙突) 基点内第2号の位置は次のとおり 基点内第2号 延岡市昭和町3丁目1730番地の3の十貫突端中央部		おいかわ漁業やまめ漁業もくずがに漁業	1月 1日から 12月31日まで 3月 1日から 9月30日まで 7月 1日かで 11月30日まで			行う事業の施工については、 これをみだりに拒んではなら ない。

第5号 本流及び 支流	公示 漁場の 番号 位置		漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係 地区	条件
第6号 流及び支 倉ヶ浜大橋の橋脚上流端の線より下流の区域を除く。 共同漁業 6月30日まで 9月1日 (東郷町 全のため、流 1月1日から から を除く。) 行う事業の	第5号 本流及び	及び んだ線より下流の区域を除く。 ア 基点内第4号 イ 基点内第4号から142度59分を見通す線が対岸と接 した点(竹島頂上見通し) 基点内第4号の位置は次のとおり 基点内第4号 東臼杵郡門川町尾末1416番地6地先尾末	第5種 共同漁業	こい漁業 うなぎ漁業 やまめ漁業	12月31日まで 1月 1日おで 12月31日かまで 1月 1日日かまで 3月 1日日かでらでらでらでらでらずり 7月 1日かまで	9月1日 から 令和15年 8月31日	門川町	2 あゆやなは、禁止する。 3 河川の維持管理その他保 全のため、国及び公共団体の 行う事業の施工については、 これをみだりに拒んではなら
第5種 こい漁業 1月 1日から 共同漁業 12月31日まで 全のため、 うなぎ漁業 1月 1日から 行う事業の	第6号 流及び支		共同漁業	しじみ漁業 あさり漁業 こい漁業 うなぎ漁業 ふな漁業	6月30日まで 1月12月31日日まかま 12月31日日 12月31日日日 12月31日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	9月1日 から 令和15年	(東郷町	1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではなら

公示番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係 地区	条件
内 第7号	耳川本流	耳川本流。ただし、日向市飯谷耳川の耳川大橋の橋脚下流端の線より下流の第5種共同漁業権の漁場の区域内とする。	第1種 共同漁業	あおのり漁業 しじみ漁業	1月 1日から 12月31日まで 1月 1日から 12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	を除く。)	1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
	耳川本流及び支流	耳川本流及び支流。ただし、日向市美々津大橋の橋脚 上流端の線より下流の区域を除く。	第5種 共同漁業	あゆ 漁業 こいなぎ き かな漁業 かがさき かががき かまめが もくずがに もくずがに もくずがに もくずがに もくずがに もくず	6月311月311月311月月311日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	£ C	諸塚村 椎葉村 美郷町西郷区	1 敷設できるあゆやなは、 2 統以内とする。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の 行う事業の施工については、 これをみだりに拒んではならない。
内 第8号	石並川本 流及び支 流	石並川本流及び支流。ただし、日向市美々津石並川下流の次の点アと点イを結んだ線より下流の区域を除く。 ア 基点内第5号 イ 基点内第5号より221度53分に見る線が対岸と接した点(美々津中学校東端見通し) 基点内第5号の位置は次のとおり 基点内第5号 日向市美々津町2764ーイ号海岸擁壁天端に設置した標柱	第5種 共同漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 やまめ漁業 もくずがに漁業	6月 1日から 12月31日かまからでら 1月 1日日かまかま 3月 1日日かまかで 9月30日まかで 7月 11月30日ま	令和5年 9月 115年 令和15年 8月31日 まで		1 あゆやなは、禁止する。 2 河川の維持管理その他保 全のため、国及び公共団体の 行う事業の施工については、 これをみだりに拒んではなら ない。

公示番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係 地区	条件
内 共第9号	名貫川本 流及び支 流	名貫川本流及び支流。ただし、児湯郡都農町名貫川の 鉄橋の橋脚上流端の線より下流の区域を除く。	第5種 共同漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 やまめ漁業 もくずがに漁業	6月 1日から 12月31日まで 1月 1日まからで 12月31日かまで 3月 1日かまで 9月30日まから 7月 1日まから 11月30日まで	令和5年 9月 11 9月 6 9月 8月 8月 8月 8月 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8		1 あゆやなは、禁止する。 2 河川の維持管理その他保 全のため、国及び公共団体の 行う事業の施工については、 これをみだりに拒んではなら ない。
内 第10号	平田川本 流及び支 流	平田川本流及び支流。ただし、児湯郡川南町平田川下 流の鉄橋の橋脚上流端の線より下流の区域を除く。	第5種 共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 ふな漁業 もくずがに漁業	6月 1日から 12月31日日かま 1月 1日日かまかで 12月31日日かまかま 12月31日日かまからでらでらでらでらでらでらでらでらでらでらでらて 11月31日日かまからで 11月30日ま	令和5年 9か令151 8月 8月 8月 8月 8月 8日 8月 8日 8日 8日 8日 8日 8日 8日 8日 8日 8日 8日 8日 8日		1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
内 第11号	小丸川本	小丸川本流。ただし、児湯郡高鍋町小丸川の高鍋大橋 の橋脚下流端の線より下流の第5種共同漁業権の漁場 の区域内とする。 小丸川本流及び支流。ただし、児湯郡高鍋町小丸川下 流の鉄橋の橋脚上流端の線より下流の区域を除く。	第1種 共同漁 第5種 共同漁業	しじみ漁業 あゆ漁業 うなぎ漁業	1月 1日から 12月31日まで 6月 1日から 12月31日まか 1月 1日かまで 12月31日また	令 9 5 日 か か 和 1 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 7 5 7 8 月 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 8 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	児湯郡 高鍋町 木城町 川南町	1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。 1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではなら
				おいかわ漁業 やまめ漁業 もくずがに漁業	1月 1日から 12月31日まで 3月 1日から 9月30日まで 7月 1日から 11月30日まで		西都市 日向市 東郷町 東臼杵郡 美郷町南郷区 椎葉村	ない。

公示番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係 地区	条件
内 共 第12号	ーツ瀬川 本流	ーツ瀬川本流。ただし、児湯郡新富町一ツ瀬川の一ツ瀬橋の橋脚下流端の線より下流の第 5種共同漁業権の漁場の区域内とする。	第1種 共同漁業	しじみ漁業	1月 1日から 12月31日まで	9月1日	宮崎市 佐土原町 児湯郡 新富町	1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
	一ツ瀬川 本流及び 支流	一ツ瀬川本流及び支流。ただし、次の点アと点イを結 んだ線より下流の区域を除く。 ア 基点内第6号 イ 児湯郡新富町大字下富田字今島4560番18の漁港原 点(一ツ瀬川左岸の護岸上) 基点内第6号の位置は次のとおり 基点内第6号 児湯郡新富町大字下富田字二ツ立4730番 2地先の九電ダム放水掲示板中央(一ツ瀬川右岸の堤防 上)	第5種 共同漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 おいかわ漁業 やまめ漁業 もくずがに漁業	6月 12月31日日 12月31日日日日 12月31日日日日日 12月31日日日日日日 12月31日日日日日日 12月31日日日日日 11月30日日 11月30日 11月30日 11月30日	まで		1 敷設できるあゆやなは、 4統以内とする。 2 河川の維持管理その他保 全のため、国及び公共団体の 行う事業の施工については、 これをみだりに拒んではなら ない。
第13号	石崎川本 流及び支 流	石崎川本流及び支流。	第5種 共同漁業	こい漁業 うなぎ漁業 ふな漁業 もくずがに漁業	1月 1日から 12月31日まで	9月1日	宮崎市 佐土原町 西都市	1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。

公示番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係 地区	条件
内 共 第14号	大淀川本 流	大淀川本流。ただし、宮崎市大淀川の相生橋の橋脚下 流端の線より下流の第5種共同漁業権の漁場の区域内 とする。	第1種 共同漁業	しじみ漁業 ごかい漁業 しやこ漁業	1月 1日から 12月31日まで 1月 1日から 12月31日まで 1月 1日から 12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	宮崎市 (佐土原町、 田野町、 高武町 清除く。)	1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
		大淀川本流及び支流。ただし、次の点アと点イを結んだ線から下流の区域を除く。 ア 基点内第7号 イ 基点内第7号から190度に見る線が対岸と接した点 基点内第7号の位置は次のとおり 基点内第7号 宮崎市高洲町1番3(大淀川左岸)に設置した標鋲	第5種 共同漁業	あ か 漁業 こうな か が で 漁業 か な か か か か か か か か か か か か か	6月31 12月31 12月31 12月31 12月31 12月31 12月月31 12月月31 12月月31 12月月31 12月月31 12月月31 12月月31 13月月31 130 15月月30 17月 17月 17月 17月 17月 17月 17日 17日 17日 17日 17日 17日 17日 17日 17日 17日			1 敷設できるあゆやなは、 6統以内とする。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の 行う事業の施工については、 これをみだりに拒んではならない。
内 第15号		清武川本流及び支流。ただし、次の点アと点イを結んだ線から下流の区域を除く。 ア 基点内第8号 イ 基点内第8号より178度に見る線が対岸と接した点 基点内第8号の位置は次のとおり 基点内第8号 宮崎市田吉無番地郡司分区管理塩害防備 保安林の中に設置した標柱	第5種 共同漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 もくずがに漁業	6月 1日から 12月31日まで 1月 1日から 12月31日まで 7月 1日から 11月30日まで	令和5年 9月 か 令和15年 8月 8月 8月 8月 8月 8月 8月 8月 8月 8月 8月 8月 8月	宮崎市 (佐土原町、 高岡町 を除く。)	1 あゆやなは、禁止する。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。

公示番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係 地区	条件
内 共 第16号	加江田川 本流及び 支流	んだ線から下流の区域及び知福川を除く。 ア 基点内第9号 イ 基点内第9号から155度27分に見る線が対岸と接し た点		10月 1日から 6月30日まで 1月 1日から 12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで		1 あゆやなは、禁止する。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。	
		基点内第9号の位置は次のとおり 基点内第9号 宮崎市大字熊野1413番地に設置した標柱	第5種 共同漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 もくずがに漁業	6月 1日から 12月31日まで 1月 1日から 12月31日まで 7月 1日から 11月30日まで	6 6	日南市北郷町	
内 第17号	川内川本 流及び支 流	川内川本流及び支流。ただし、次の点アと点イを結んだ線から下流の区域を除く。ア 基点内第10号 イ 基点内第11号 基点内第10号及び基点内第11号の位置は次のとおり 基点内第10号 えびの市大字亀沢字東重松地先に設置されている国土交通省の距離標杭 基点内第11号 えびの市大字岡松字妙見地先の岩	第5種 共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 ふな漁業 やまめ漁業	6月 1日から 12月31日かまからでられる 1月 1日日まからでられる 1月 1日日まからでられる 1月 1日日まかで 1月 1日まからで 3月 1日まかで 9月30日ま	令和5年 9月1 か令和15年 8月31日 まで	えびの市	1 敷設できるあゆやなは、 1統とする。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
	広渡川本 流及び支 流	広渡川本流及び支流。ただし、日南市広渡川下流の広 渡大橋の橋脚上流端の線より下流の区域を除く。	第5種 共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 やまめ漁業 もくずがに漁業	6月 1日かま 12月31日日かまからでらでらでらでらでらでらずらずり 12月31日日かまかまり 12月31日日かまかまり 3月30日日まからでらずらずり 7月11月30日まかで	令和5年 9月 9月 9月 9月 9月 9月 9月 9月 9月 9月 9月 9月 9月	日南市 (南郷町 を除く。)	1 あゆやなは、禁止する。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。

公示番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係 地区	条件
内 共 第19号	流及び支 流	福島川本流及び支流。ただし、串間市金谷福島川下流金谷橋の橋脚の上流端の線より下流の区域、善田川下流の今町橋の橋脚の上流端の線より下流の区域及び天神川下流の新浜の護岸西端より350度30分の護岸東端とを結ぶ線より下流の区域を除く。	第5種 共同漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 やまめ漁業 もくずがに漁業	6月 1日から 12月31日からで 1月 1日かまら 12月31日かで 3月 1日かで 9月30日まかで 7月 1日かで 11月30日ま	令和5年 9月 11 9月 9月 9月 9月 9月 9月 8月 8月 8月 8月 8月 8月 8月 8月 8月 8月 8月 8月 8月	串間市	1 敷設できるあゆやなは、 1統とする。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の 行う事業の施工については、 これをみだりに拒んではならない。
内 共 第20号	本城川本 流及び支 流	本城川本流及び支流。	第5種 共同漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 もくずがに漁業	6月 1日から 12月31日まで 1月 1日から 12月31日まで 7月 1日から 11月30日まで	令和5年 9月 1 9 9 9 9 9 1 9 1 8 1 8 1 8 1 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8	串間市	1 あゆやなは、禁止する。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、 これをみだりに拒んではならない。
内 共 第21号	御池	御池。	第5種 共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 ふな漁業 おいかわ漁業 わかさぎ漁業	6月 1日 12月31日日 12月31日日日 12月31日日日日日 12月31日日日日日日 12月31日日日日日日 12月31日日日 12月31日日 12月31日日 12月31日日 12月31日日	令和5年 9か令115年 151 6 7 8 8 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7	都(高 高 山 を 諸 高 山 を 諸 高 山 を 諸 高 面 高 面 高 面 高 面 高 面 面 面 面 面 面 面 面 面 面	
内 共 第22号		八重川及び津屋原沼。ただし、八重川の区域については、八重川が大淀川に合流する線から八重川上流の下八重川橋の橋梁の下流端までとする。	第1種 共同漁業	しじみ漁業 ごかい漁業 しやこ漁業	1月 1日から 12月31日まで 1月 1日から 12月31日まで 1月 1日から 12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	宮崎市 (佐土原町、 田野町町、 高武町町 清除く。)	1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。

別表 内水面漁場計画(素案:区画漁業権)

公示番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係 地区	条件
第1号	良村大字越 野尾字下相 見地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた一ツ瀬川の区域 ア 基点内第101号から173度11分113メートルの点イ 基点内第101号から234度48分 61メートルの点ウ 基点内第101号から230度58分461メートルの点エ 基点内第101号から218度43分471メートルの点 基点内第101号の位置は次のとおり 基点内第101号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見 九州電力株式会社深浅測定標No.8	区画漁業	こい小割式 養殖業	から 12月31日 まで		児湯郡 西米良村 西都市	
		次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第102号から 24度130メートルの点 イ 基点内第102号から 90度 50メートルの点 ウ 基点内第103号から210度100メートルの点 エ 基点内第103号から302度 60メートルの点 エ 基点内第102号及び基点内第103号の位置は次のとおり 基点内第102号 西都市大字中尾字戸崎150のイ 九州電力株式会社境界柱354 基点内第103号 西都市大字中尾字戸崎151の1 九州電力株式会社電柱969フ331		さい小割式 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	団体漁業権	児湯郡 西米良村 西都市	_
		次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域ア 基点内第104号から55度13分173メートルの点イ 基点内第104号から75度57分148メートルの点ウ 基点内第104号から82度32分329メートルの点エ 基点内第104号から72度2分341メートルの点 基点内第104号の位置は次のとおり 基点内第104号 西都市大字中尾字小崎 九州電力株式会社深浅測定標No.3		こい小割式 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	団体漁業権	児湯郡 西米良村 西都市	

別表 内水面漁場計画(素案:区画漁業権)

公示番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係 地区	条件
内 区第4号	中尾字戸崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域ア 基点内第105号から179度22分137メートルの点イ 基点内第106号から94度18分 93メートルの点ウ 基点内第106号から153度56分266メートルの点エ 基点内第105号から193度27分336メートルの点 基点内第105号及び基点内第106号の位置は次のとおり基点内第105号 西都市大字中尾字戸崎九州電力株式会社電柱969フ851基点内第106号 西都市大字八重字長藪九州電力株式会社深浅測定標No.1		を できます できます できます できます できます できます できます できます	1月1日 から 12月31日 まで		児湯郡 西米良村 西都市	
内区第5号	中尾字戸崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域ア 基点内第107号から28度36分267メートルの点イ 基点内第107号から14度 5分245メートルの点ウ 基点内第107号から71度24分124メートルの点 基点内第107号から78度41分187メートルの点 基点内第107号の位置は次のとおり 基点内第107号 西都市大字八重字長藪 九州電力株式会社深浅測定標No. 0	第1種区画漁業	さい小割式 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	,,	児湯郡 西米良村 西都市	_
	良村大字越 野尾字下相 見地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた一ツ瀬川の区域 ア 基点内第101号から343度37分244メートルの点 イ 基点内第101号から344度 7分 49メートルの点 ウ 基点内第101号から 43度46分 64メートルの点 エ 基点内第101号から357度56分234メートルの点 エ 基点内第101号の位置は次のとおり 基点内第 101号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見 九州電力株式会社深浅測定標No. 8	第1種区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで		児湯郡 西米良村 西都市	

別表 内水面漁場計画(素案:区画漁業権)

公示番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係 地区	条件
第7号	中尾字戸崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域ア 基点内第101号から 87度44分202メートルの点イ 基点内第101号から157度 7分252メートルの点ウ 基点内第101号から139度38分301メートルの点エ 基点内第101号から 92度 3分259メートルの点 基点内第101号の位置は次のとおり 基点内第101号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見 九州電力株式会社深浅測定標No.8		こい小割式 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	団体漁業権	児湯郡 西米良村 西都市	_
第8号	良村大字越 野尾字下相 見地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた一ツ瀬川の区域 ア 基点内第P6号から 33度25分171メートルの点 イ 基点内第P6号から 49度 7 分126メートルの点 ウ 基点内第P5号から183度17分124メートルの点 エ 基点内第P5号から187度35分 64メートルの点 エ 基点内第P5号から187度35分 64メートルの点 基点内第P5号 足湯郡西米良村大字越野尾字下相見75-12の標鋲 基点内第P6号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見74-12の標杭	区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	団体漁業権	児湯郡 西米良村 西都市	_